

藤枝市移住体験プログラム利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市における移住定住の促進を図るため、移住体験プログラムを利用する移住希望者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 静岡県の中部5市2町（静岡市、藤枝市、焼津市、島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町）以外に居住し、市内への移住を希望又は検討している者及びその同一世帯員をいう。
- (2) 宿泊施設 市内の旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条に基づく許可を受けた施設及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出がされている施設をいう。
- (3) 移住体験プログラム 市又は市が認める団体が移住希望者に対して行う1日または半日程度の市内案内をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる移住希望者は、移住体験プログラムを利用した者又は市若しくは市が認める団体等への移住相談実績がある者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象者及び同行者が移住の検討のために市内の宿泊施設において宿泊に要した経費とする。ただし、国、県その他地方公共団体等からの補助対象経費は対象外とする。

- 2 前項の対象経費は、宿泊費（朝食代等含む）とし、追加のサービス料金及び附帯施設の利用料金は含まないものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、対象経費の2分の1、1人当たり1泊3,000円を上限とし、3泊以降は対象経費の4分の3、1人1泊あたり6,000円を上限とする。ただし、同一年度につき7泊を上限とする。

- 2 前項の規定により100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる

ものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住体験プログラムの利用に伴う宿泊日の翌日から起算して14日以内に次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊に係る領収書等の写し
- (2) 申請者及び同行者の居住地を証する書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書兼確定通知書（第2号様式）により通知し、補助対象者が指定する口座に補助金を速やかに振り込むものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

藤枝市移住体験プログラム利用促進事業費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

藤枝市長

下記のとおり、藤枝市移住体験プログラム利用促進事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	氏名（ふりがな）	印		
	住所	〒		
	電話番号			
同行した世帯員 （該当の場合のみ）	氏名（ふりがな）		続柄	
	氏名（ふりがな）		続柄	
宿泊期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで			
宿泊施設等	施設名称			
	施設住所			
補助申請額 （請求額）	補助対象経費	（宿泊費×人数×泊数） ・ ・		
	交付申請合計額	円		
振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
	預金の種類	普通 ・ 当座 その他（ ）	口座番号	
	口座名義	(フリガナ)		
移住体験 プログラムの感想				

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

藤枝市長

藤枝市移住体験プログラム利用促進費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった藤枝市移住体験プログラム利用促進事業費補助金について、下記のとおり決定及び確定したので通知します。

記

1 交付決定金額 円

2 交付の条件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市移住体験プログラム利用促進事業費補助金交付要綱を遵守すること